

平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 9 月 5 日（金曜日）18：30～22：00

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，市川委員，大坂委員，小山委員，川村委員，
桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，
中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，杉山委員，
高橋（望）委員，高橋（秀）委員，千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員，
※欠席：岩館委員，鈴木委員，菅原委員，

[事務局] 佐々木健康福祉局理事，鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害
者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合セン
ター所長，佐久間北部発達相談支援センター所長，後藤青葉区障害高齢課
長，伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長，佐藤若林区障害高齢課長，小
原太白区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，矢本泉区
障害高齢障害者支援係長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，
都丸地域生活支援係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，
富山主事，佐藤主事，高橋主事

ほか傍聴者 19 名

4 内 容

（1）開 会

（2）委嘱状交付

（3）挨拶

事 務 局 健康福祉局理事の佐々木よりご挨拶させていただきます。

(福井主幹)

健康福祉局 皆様，こんばんは。ただいま紹介いただきました仙台市健康福祉局理事の佐々木と
(佐々木理事) 申します。委員の皆様におかれましては，本日，お忙しい中，この協議会にご参加い
ただきまして，まことにありがとうございます。

ただいま臨時委員の皆さんに委嘱状を交付させていただきました。前回 6 月の推進
協議会において，障害を理由とする差別を解消するための条例のあり方，これにつ
きまして市長から諮問させていただきました。その後，障害者団体の皆様との意見交換
会あるいは事例集の作成において，様々なご意見を頂戴してまいったところござい
ますが，実情に基づいた取り組みを進めていくためには，やはり多くの当事者の皆様
方の早目のご参加が必要というふうに考え，この 2 回目から臨時委員として 8 名の方
にご参加いただくことになりました。臨時委員の皆様を含めまして忌憚のない活発な
ご議論をお願いしたいと考えております。

また、この協議会の進め方については後ほど事務局からご説明をいたしますが、当初、条例のあり方のご議論と、障害福祉計画について両方並行して一つの協議会の中でご審議いただきたいと思っておりましたが、それぞれ議論を深めていただくためには時間を頂戴したいというふうを考えて、条例審議とそれから計画審議を協議会ごとに分けてご議論いただく必要があるものと考えました。

委員の皆様におかれましては、協議会の回数が増えましてご迷惑といたしますが、時間をいただくことになって誠に申しわけございませんが、こういったご事情をご賢察の上、対応方、よろしくお願いいたします。

なお、本日につきましては、当初の予定どおり、条例のご審議、それから障害福祉計画のご審議、両方を行います。少し長時間にわたるかと思えますけれどもご審議方、よろしくお願いいたしますしまして、私からの冒頭のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

事務局 (福井主幹) 次は、会長よりご挨拶をいただきたく存じます。阿部会長、よろしくお願いいたします。

会長 佐々木理事からもありましたように、今日は障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係についてと、それから第 4 期仙台市障害福祉計画の策定関係についての 2 つの審議を行います。私の手元にあるスケジュール表だけを見ても、もう 10 時近くになっているところがございます。次回からはそれぞれということですが、今日は長丁場になります。途中、事務局にその休憩をいただくことをお願いしていますけれども、長時間になります、2 つともとても大事な会議だということを私たちは認識しております。

一番最初の、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定に関しましては、8 名の臨時委員の方とともに議論させていただきます。これにつきましては、指定障害福祉サービスを受けていない人や、従来の身体、知的、精神の 3 障害以外のもっと多くの対象となる方々が仙台市内で暮らしやすくなるためにもとても大事な条例だと思います。国では確かに障害者差別解消法を 28 年 4 月から施行するというこの経緯で進んでいますけれども、これにつきまして内閣府の検討の中で 12 月によろやく基本方針が出てくる予定だそうです。この前は 3 月とっていたはずなのに 9 月になって今、12 月になったと。それを待つことなくといたしますか、ある意味では障害者差別解消法の不十分どころ、全国共通のルールでありますので、地域の特性に合わせてやはり私たちが使いやすい条例をつくっていく。そしてまた、この条例をつくっていく過程におきまして、もちろん臨時委員の皆様もですけれども、多くの市民の方々も一緒に考えていく条例づくりであってほしいと思います。

そのようなことで、今日はとても長い時間になるかもしれませんが、しっかり皆さんとともに取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上でご挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

（４）新委員紹介

- 事務局
(福井主幹) 次に、新委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。
自己紹介をいただきたいと存じますので、所属とお名前をお願いできればと思います。
なお、本日ですけれども、所用のため欠席ですが、仙台市聴覚障害者協会事務局長の菅原伸哉様も新委員として委嘱してございます。
それでは、杉山委員から座席順に半時計回りということをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
- 杉山委員 皆さん、こんばんは。誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会代表の杉山です。よろしく申し上げます。
- 高橋(秀)
委員 仙台市視覚障害者福祉協会の会長をしております高橋秀信と申します。ふだんは県立視覚支援学校のほうでマッサージ、針、灸などの教員をしております。よろしく申し上げます。
- 早坂委員 みやぎ盲ろう児者友の会の会長をしております早坂洋子と申します。私は耳が不自由ですので盲ろう通訳介助員とパソコン通訳を受けて会議に参加しております。よろしく申し上げます。
- 高橋(望)
委員 ヨークベニマル仙台愛子店の高橋と申します。今日が初めての参加なのでとても緊張していますが、どうぞよろしくお願いいたします。
- 千葉委員 全国膠原病友の会宮城県支部の運営委員をしております千葉照之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
いろいろ難病関係のことで皆様にご理解をいただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 橋浦委員 皆さん、こんばんは。みやぎ脳外傷友の会七夕の橋浦治郎と申します。私は 7 年前にくも膜下出血を発症しまして、その後、高次脳機能障害ということで現在も通院をしております。今回は当事者の立場でいろんな意見を述べさせていただければなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 畑中委員 株式会社かんぼ生命保険東北エリア本部の畑中と申します。本日はよろしくお願いいたします。

（5）議 事

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（1）議事録署名人名

議事録署名人名について、会長より桔梗委員の指名があり、承諾を得た。

（2）協議事項

① 「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」制定関係について

会 長 協議事項①『「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」制定関係について』でございます。その協議事項に入りまして、まず最初は、先ほどもお話いたしましたけれども、協議を2つに分けております。前半が『「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」制定関係について』で、後半が「第4期仙台市障害福祉計画の策定関係」でございます。

本日、新たに委員となられた方々につきましては、前半の条例制定に関して審議にご参加いただくこととなります。

それでは、条例案審議を始めたいと思います。

最初に、前回の障害者施策推進協議会の後に実施されました障害者団体等との意見交換会の実施結果について事務局から報告があります。その後、新委員を初め、本協議会の当事者の委員の方々からそれぞれ障害を理由とする差別事例などについてお一人、申しわけありませんけれども、時間を3分とさせていただいてお話ししていただきます。3名の方に続けてお話しただいて、その後、質問応答を挟み、また次の3人の方にお話ししていただくというふうに進めてまいりたいと思います。当事者の委員の方々にお話しただいた後、障害者団体等との意見交換会に参加された委員の皆様からご感想をいただきたいと思っております。その後は、先進地調査の実施結果についてと今後の検討の進め方の案と進めてまいります。

本日の条例に関する協議のポイントといたしましては、今後、条例のあり方を検討していくに当たり、委員の方々において解消すべき障害を理由とする差別のイメージをまず共有することが大事であると考えておりますので、ぜひこういった観点でのご意見等をお願いいたします。皆様、よろしいでしょうか。

それではまず、事務局より前回以降の取り組みを簡単にご報告いただいて、障害者団体等との意見交換会等の実施結果についての説明をお願いいたします。

事務局
(高橋課長)

初めに、前回以降の取り組みにつきまして簡単にご説明したいと思います。

前回の協議会の後、障害による差別にはどのようなものがあるのか、どんな配慮があるといいのかということを把握するために、障害者団体の皆さんとの意見交換会を実施したほか、調査票による差別事例の募集と、障害者の権利擁護に関する相談支援などの社会資源の調査を行いました。

また、7月22日と8月25日に協議会の委員、それから市役所の職員などを対象にした学習会を行っております。

意見交換会につきましては、この後にご説明をいたします。調査票による差別事

例の募集につきましては、8月の末を締切りにしておりましたけれども、114件の応募がありまして約150件の事例が寄せられております。まだ整理分析ができておりませんので、意見交換会に出たものなども合わせまして整理して次回の施策推進協議会でご報告をしたいと考えております。

それから、学習会につきましては、7月22日は障害者差別解消法などの概要につきまして、阿部会長に障害者権利条約の批准をめぐる障害者関連の法制度の整備や考え方を交えてわかりやすく解説をしていただきました。

また、8月25日はさいたま市の障害者政策委員会委員長の平野先生をお迎えして、さいたま市の取り組みについてお話を伺ったところでございます。

それから、本日ご報告いただきますが、大坂副会長、坂井委員、佐々木委員に、さいたま市と千葉県に視察調査に行ってくださいました。当初、目黒委員にお願いをしておりましたが、ご都合が悪くなりまして急遽佐々木委員にお願いをしましたところでございます。

それから、他都市の条例の資料につきまして参考資料としてお手元に配布しております。本日はこれについては特に説明はいたしませんので、後ほどご高覧をいただきたいというふうに思います。それでは、意見交換会の実施状況につきまして資料の1に基づいてご報告をいたします。

2番目のところに書いてありますとおり、障害者団体7団体の皆さんにご協力をいただきまして、7月の末から8月にかけて意見交換会を実施いたしました。合計130名の方にご参加をいただきまして、政策推進協議会からも15名の委員さんにご参加をいただいたということでございます。

意見交換会に出された事例、ご意見の主な内容につきましては、2ページ以降にお示ししておりますのでご覧いただきたいと思っております。

1つ目は、「みやぎ脳外傷友の会七夕」、高次脳機能障害のご本人と家族の会です。高次脳機能障害は、脳の損傷によって記憶とか思い出すことが不得意であったりとか、注意力が低下したり感情のコントロールが難しくなったりといったことが障害としてあらわれますけれども、「その他の意見」のところに書いてありますとおり、見た目ではわからないということと、それが障害であるということなかなか理解が得られなくて、できるのにやらないとか、うそをついてるんじゃないかとか、また、性格の問題ではないのかということと言われて、非常に苦しい思いをしているといったようなお話がございました。

それから、ご本人さんが通っているところで取材があったそうなんですけれども、記者さんは撮影の顔写真、撮影の同意をご本人にとったそうなんですけれども、顔写真が記事に出たことがお子さんにとってはちょっとつらい思いをすることになったということで、当の本人は撮影の同意をしたことも忘れてしまっていて、家族にも配慮が欲しいなというような話もございました。

それから、配慮された事例ということで、ご本人が何かをきっかけに急に外に飛び出していったときに、地下鉄の改札に入ったそうなんですけれども、そのときに

何も持たないで追いかけてきた支援者の方をすぐ交通局の方が、中に入れてくれたのがとても助かりましたというなお話がありました。

次に、「宮城県自閉症協会」です。高次脳機能障害の方の場合と似ているところがあると思うんですけども、障害を障害として理解してもらえなくて、何でこの子はこうなったのかしらと親の躰けのせいにされたりとか、コミュニケーションを取りづらいということがまさに障害なのに、それをいろんな場面で求められたりというなお話がありました。また、地域の身近な学校とか病院を利用したいのに、それがなかなかかなわないというお話もありました。

反対に配慮が得られた事例のところに書いてありますが、小さいときから行っている病院では、本人が落ち着ける小部屋のようなところを利用させてくれたり、地下鉄で毎朝会う人たちが、あの子はあの場所が好きだからというふうにすつとよけてくれたりとか、そういったお話がありました。

その他の意見の 2 つ目のところで、これも七夕の会のご意見と似ているんですけども、差別はされていても本人がよくわからなくて、周りの家族がそれを感じて心を痛めることが多いというお話がありました。

3 つ目の団体、4 ページ、難病の方の団体の「宮城県患者・家族団体連絡協議会」でございます。

難病の方も人によって抱える障害がさまざま、それから外からわかりにくいということがございます。街の中では、障害者用の駐車場とかトイレを障害のない人が使っていて、使いたいときになかなか使えないんだといったようなお話とか、就労をしようとしたときに病名を相手方に言ったら、それで途端にだめになったというお話がありました。

反対に、調子が悪いときには休み部屋を使って休んでもいいよというふうに会社のほうから病気に対する配慮があつて、とても助かっているというお話もありました。また、差別解消ということについても多くのご意見をいただいております。

次は 5 ページ、「仙台市障害者福祉協会」、仙障協でございます。仙障協のときは、視覚障害の方、聴覚障害の方、視覚と聴覚の両方の障害のある盲ろうの方、それから、肢体不自由の方、内部障害の方とさまざまな障害のある方が参加をされました。

障害の種類によって差別とか不自由さを感じる事柄が非常に異なっていた。それから、同じ障害でも人によって状況がかなり違いますし、求めるものも違うのだなということを感じました。参加者からも、障害当事者同士もお互いの障害のことを理解することが必要だというようなお意見をいただいたところでございます。

視覚障害の方からは、情報を入手することの困難さとか、誘導ブロックの上に自転車や看板があつて困ったとか、盲導犬がお店や避難所に入ることを拒否されたといったようなお話がありました。

聴覚障害の方からは、情報を入手することが難しいことについてのお話があつたほか、職場とか病院などでコミュニケーションをとることが難しく、職場などで

は特に人間関係に苦勞するといったようなお話がありました。

また、難聴の方からは、外見ではわからないし、言葉も話せるので周りの人たちから聞こえないことを理解してもらえなくて、本当は聞こえているのではないかというふうに誤解をされるというようなお話がありました。

盲ろうの方からは、7 ページの一番下に書かれていますけれども、視覚と聴覚の両方の障害によるコミュニケーションの難しさといったところから、障害者自身が差別を受けているということがわからない場合があって、不利益をこうむっていても不利な扱いを受けているということを知らないまま、過ごしているというようなお話がありました。

肢体不自由の方からは、道路や建物の段差に苦勞していることや、転んでけがをするかもしれないということを理由に入店を断られたり、病院で介助をしてもらえず大変だった。車いす利用の方は、障害者用駐車場ではないと乗り降りが難しいといったようなお話がありました。

配慮が得られた事例としては、共通するかと思いますが、お手伝いの声がけとか、ドアの開け閉めなどをやってくれる人が最近多くなりましたとか、点字ブロックの上に何かが置いてあったりすると、子どもたちが率先してどけてくれるんですとか、それから、お店にメールをしたことをきっかけにお店のほうに車いす用の駐車場を用意してもらえたというようなお話がありました。

また、7 ページの下から 2 つ目になりますが、自分で障害のことを説明することも大切だというようなご意見とか、8 ページの上にありますけれども、障害者への配慮について市民への啓発は必要だといったようなご意見をいただいたところでございます。

次は、「仙台市知的障害者関係団体連絡協議会」でございます。知的障害者の方の場合は、障害を理由にして嫌なことを言われたりとか、差別的な扱いを受けたりといったことが多かったように感じました。アパートを借りるときに断られたりとか、施設を整備するとき地域から反対を受けたり、病院で障害を理由に診察を断られたりといったことですか、学校で障害があることでいじめられたり、嫌なことを言われたりというようなお話がございました。地下鉄とかバスの中での乗務員の対応についてのお話もいろいろありましたけれども、地下鉄で事故があったときにその状況がわからずずっとホームで待っていたことがあったそうです。周りの状況が理解できない人に対する配慮というのも必要ではないかといったお話がございました。

配慮を得られた事例としては、町内会のいろいろな行事に参加することで、地域の方に障害のことを理解してもらえたとか、素敵な対応をしてくれた運転手さんがいたというようなお話がありました。

また、知的障害者の方の特性として、嫌なことを嫌だと認識することが難しいので、そのことを配慮しなくちゃいけないんじゃないかといったようなご意見がございました。

次は、10 ページ、「仙台市精神保健福祉団体連絡協議会」、精神障害の方の場合も知的障害の方と同様に、障害を理由に差別的な扱いをされた体験をお話しくださった方が多くいらっしゃいました。不動産屋さんや病院で嫌な思いをしたり、学校や就労の場で差別的な扱いをされたといったお話がございました。

支援者との関係についてのお話も出まして、上から 20 行目でしょうかね、障害があるから余り無理させてはいけないとか、優しく接しなければというような扱いを受けて、それについて違和感を感じたとか、その下に、支援者に子ども扱いをされるのが嫌だったというお話がありました。

配慮が得られた事例としては、地域の活動に参加した際に配慮してもらいたいことを説明して、その配慮してほしい部分で捉えてもらえたこととか、支援者の関係でいえば、黒子でいてくれるような支援者がとても助かるなという話がありました。

ご意見としては、差別の問題は片方だけではなくて両方の話を聞かないと差別がどうかかわからないのではないかと、自分自身でもできるということを訴えていくことが必要ではないかといったような意見がございました。

最後は 12 ページ、「誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会」、条例の会です。条例の会の肢体不自由の方、精神障害の方、てんかんの方、それから C 型肝炎の方が参加してくださいました。

学校での経験について、学校行事にその障害を理由に参加できなかったこととか、プールに入るときにてんかんであるという目印をつけさせられたことがあったとか、盲腸で救急車を呼んだのに、統合失調症の持病があることを話したら、なかなか病院で受け入れてもらえなかったといったこと、それから、障害がうつるといったようなことを学校の友達とか避難所の中で言われたといったようなお話がございました。

また、バスを利用するときの対応に関するお話もございました。

そのほかの意見として、差別をなくすためには啓発の仕組みが必要だとか、それから事業所をつくっていくときには運営する人たちも町内会に積極的に参加して理解を得るということも必要だというようなご意見がございました。

それから、毎回、全ての会で共通して出てきたことは、小さいときから障害のある人たちと身近に接すること、障害について理解する機会を持つことがとても大切だということが出てきました。

また、障害のことを理解する機会を持つということの重要性ということも毎回指摘されたこととございます。

以上でございます。

会 長

事務局から資料に基づき説明がありました。意見交換会に関するご意見、ご感想については、後ほど質問をお受けする予定でございますので、次に、当事者の方々から障害を理由とする差別事例などについて、お一人、約 3 分程度でお話しいただきます。3 分ということで 3 人の方、お話しされてから質疑応答ということに、そ

それを 3 回繰り返すということで説明させていただきます。

さて、本日出席の新委員の杉山委員から座席順に、先ほど自己紹介していただきましたように半時計回りでお話をいただき、その後、相澤委員、坂井委員の順でお願いいたします。

それでは、まず初めに杉山委員からお願いいたします。お手元に配布していただいた資料もあわせてごらんください。杉山委員、お願いいたします。

杉山委員

資料用意したんですけれども、私からは 4 つ、事例として私が体験したということでお話ししたいと思います。地下鉄で移動しようとしたときに、ちょうどお昼時だったんですね。それで、乗ろうと思ったら改札口の駅員さんが、今、お昼どきで昼食食べているから後で来てくれと言われたんですよ。それから、私が自力で歩いていたときの話なんですけれども、お孫さんを連れていたおばあちゃんが私を見て、「悪いことをしたらああいうふうになる」ということを実際その場で聞きました。そういう話は私だけでなく身体障害の方は結構言われていて体験をしているんですね。おばあちゃんがお孫さんに、悪いことをするのはいけないと伝えたいかもしれませんが、当事者としてはすごく傷つくというものです。

あと、市議会では傍聴者で市役所に来るんですけど、この議会は古くて傍聴席に行くまで階段なんです。車いすで行くとなると、ある機械を使って行かなければならないんですが、非常に危険というか毎回怖い思いをしているので、こういうのは何とかならないのかなというのを常日ごろ思っています。

それから、高校受験で普通高校を受けたんですが、点数は満たして合格だったんですが、校長先生はじめ先生方の話し合いのときに議論になって、高校のときは私、自立で歩いていたんですけれども、元気のいい生徒さんに倒されてけがされたら困るということで、不合格になったのがありました。以上です。

会 長

次に、高橋秀信委員、お願いいたします。

高橋（秀）
委 員

点字を読みながらお話しさせていただきます。

差別ということなんです、視覚障害者がどんなことに配慮してほしいかということを中心にお話しさせていただきます。

まず、視覚障害者と一言でいってもいろんなタイプの視覚障害者がいます。私のように先天的に視覚障害者の人、後天的な人、私のように全盲あるいは弱視、そして、弱視の中でもかなり見える、いわゆる 0.3 ぐらいの視覚の人から 0.1 といったような、あるいは 0.01 ですね、光と多少目の前で手を振ったりすると見える程度のもので、これはみんな視覚障害というふうに言っています。

プラス弱視の方々では、見える範囲、いわゆる視野といいます、これが極端に狭い人であったり、あるいは色の識別が難しいよというような弱視の方々があります。ですので、それぞれに配慮の仕方が全く違うわけです。私自身がこの時間の中でそ

れらを全て話すことは難しいので、今日は特に私のような先天性の全盲という立場で、こんなことを配慮してほしいということをやっと言いたと思います。

まず、全体として見えないと何もできないのではないかとされていることが社会の中ではよくあります。どうせ何もできないんでしょう、何もしなくてもいいよと、そういうような態度をとられるというのが一番の差別かなと思っています。ただ、実はちょっと配慮があれば、結構いろいろなことが出来てきます。例えば今日はこの部屋に入り、今、自己紹介を皆さんにさせていただきましたので、私はこの位置から皆さんの声、そして、名前、どんなことをしている人なのかなと。そして、その声の出し方から、およそこの人はきっとこんな性格かなんていうこともわかってしまうわけですね。おもしろいですよ。

それから、今日はマイクを使っているので残念ながら位置はわかりません。全部スピーカーの位置になっちゃうので。ただ、わかったのは、結構このぐらいの人数でもいろいろなスピーカー使っているなど、ちょっと音量的な観点ですがいろんなスピーカー使っているなどということはわかりました。

配慮してほしいポイントはいろいろありますけれども、こんなとき、例えば部屋に入ってきたときに、今日は実はテーブルの上にあるものは教えてもらいました。いすに坐るときもいすの位置を確認して場所を教えてくださいましたが、例えば部屋にどんな表示があるのか、会の名前がこういうふうに書いてあるよとか、あるいはどちらが正面です、この部屋の正面はどちらですということをお願いいただけると、例えば先ほどのように、挨拶があったときに挨拶はそっちのほうで挨拶しているんだなというようにどっちを向けばいいのかなというのがわかるということになります。

先ほどの話でも出てきたように、私たちが一番困るのは情報の入手方法、特に文字で書かれたものだったり、絵とか写真とかの情報、そういうものをどうやって言葉に変えたり、あるいは点字にするのか、立体コピーにするのか、あるいは言葉で説明するのかといったようなところの配慮が実はかなり難しいということですね。単純に何でも言葉にすればいいのかという、言葉の仕方もかなりいろいろな配慮が実はそこには必要で、本当にやろうとすると、専門的な知識がないとなかなか端的にそれを知らせることは難しいということになります。

単純な話題を 1 つ申し上げますと、テレビの字幕で緊急放送というのがあります。ピロピロ、ピロピロと鳴るやつですが、我々はピロピロというのは緊急放送だということわかるんですが中身はわかりません。結構視覚障害者の情報入手手段としてテレビは重いらしくて、60 から 70% はテレビから情報を得ていると言われてます。それなのに緊急放送は字幕でしかないので視覚障害者は情報が伝わらないと、そんなような状況です。

それから、天気予報も、テレビでは、各地の気温はごらんとおりですと音楽だけ流れているんですね。あれだけの時間があるのならちゃんとしゃべってくればいいものを、20 秒ぐらい音楽だけ流しているんです。こんなところも 1 つ、まさに

視覚障害者は取り残されているのかなと思わせる事例ではないかなと思います。

あと、外出の場面で怖いのは、横断歩道、駅のホームというところに一番危険を感じます。基本的に視覚障害者、特に全盲は真っ直ぐ歩くというのはできません。ですので、何にもないところをある目標に向かって歩くというのは非常に難しいので、その場合は、見かけましたら電車と一緒に乗ってあげるとか、改札まで誘導するとか、階段まで誘導するとかといったようなことで手をかしていただけると、非常にありがたいなと思います。

町なかでもそのように誘導ブロックとか、エスコートゾーンが敷設されていることで、非常に我々は行動的、行動が自由にできるようになってきているわけですが、先ほどのように、そこにいろんなものを置かれたり、立ち話をしている人がいたりされると、やっぱりそれは困るわけです。

それから、全国の青年協議会というのが先日、盛岡のほうでありまして、そこでちょっと話題になっていたのは、エスカレーターのことですね。エスカレーターは動いているのでエスカレーターの位置はわかりますが、そのエスカレーターが一体上りなのか下りなのかは行ってみないとわかりません。例えばチャイムの音で高低差をつけて上り下りを知らせるとか、あるいはどこどこ方面ですと言われれば、その方面が駅とかだったらコンコース方面ですと、2階だな、2階に向かうんだなということがわかるので、そのような配慮があると便利だなといったようなことがあります。

あと、今日しゃべるためにちょっと弱視者の生徒に聞いてきたんですけども、JR時刻表は高過ぎて見えないそうです。よほど視力がないとあれは難しいそうです。バスの行き先も大抵の弱視者は探すのが大変だということでした。もしちょっと別の場所というか、見やすい位置にそういうものをつけてくれるといいのかなと思います。

障害特性というのは本当にいろいろありまして、我々自身もほかの障害のことは比較的知らないことも非常に多いです。ですので、この条例がつくられたときに、やはりさっきの話でも出ていましたが、理解と啓発ができる。そして、合理的配慮が自然に行われるような社会になるような条例になっていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

会 長 次、早坂委員、お願いいたします。

早坂委員 盲ろう者というのは、目と耳の両方が不自由な方たちのことを言います。視覚障害者と同じように全く見えない人から少し見える人、全く聞こえない人から少し聞こえる人まで障害の程度がさまざまです。また、生まれたときからの環境、育ってきた環境によってもその人のニーズ、困っていること、不便に感じることで、本当にさまざまです。ですから、私から盲ろう者とはこうだということは言えない部分もあるのですが、私が聞いた話、私が感じたこととかを話したいなと思います。

私が今まで一番差別と感じたのは、やはり小学校のとき、障害を理由にいじめられていたことですね。クラス単位でのいじめを受けていました。意見交換会でも小学生から教育として障害について理解をしていただくということも大切と言っていました。本当にそうだと思いますし、今日、学校現場、教育者の立場の方々にももっと障害を理解していただく、いろいろな障害者がいるということを知っていただきたいと思います。

それから、大学に入るときや就職をする際、障害を理由に断られることがあります。前例がないと言われる。特に私たちの場合、重複障害ということで本当に前例がないわけですね。目と耳の両方が不自由、そんな人は今までいなかったので対応がわからない、だから難しい、学校に入ったり仕事をするのはちょっと難しいと言われたりすることもありました。そして、仕事についた後は、耳が聞こえないということで職場で会議があったりミーティングがあるときに、聞こえませんが情報保障をつけてくださいと言っても、それをつけていただけなかったり、外部から人を呼んで専門の通訳者をつけるというのは難しいと言われたこともありました。せめて通訳がつけられないのであれば、会議の内容を事前、または事後に教えてほしいと言いましたら、それも結局はかなわないままとなったこともありました。

それから、視覚障害者向け、聴覚障害者向けにいろいろな便利なものも出ていますし、最近は視覚障害者の方にも便利なように音声で使えて説明してくれる機械も出てきているんですけども、目も耳も不自由だと機械の操作が難しい、音声で幾ら言ってもわからない、点字表示が欲しいという人もいました。私の場合、弱視なのでタブレットを最近使っています。これも全盲の人だと難しい。あるタブレットコンピュータには、視覚障害、聴覚障害の方に対する配慮とありますが、その機能があるんですけども、外国のほうでは点字をつなぐことができるのはこの点字が日本語に対応していないので、日本語で盲ろう者がタブレットを点字で使うことはできない。そういうなかなか一般の方が使っているもの、どんどん普及している便利なものでも私たち障害者に使えないというものも出てきています。そういう部分も考えていただきたいなと思いました。

皆さんに、いろいろな障害者がいるということを理解していただいて、暮らしやすい社会になればと思います。以上です。

会 長 それでは、3人の方から事例を発表していただきましたので、その3人の方々へのご質問がありましたら委員の皆様からお願いいたします。

赤間委員 早坂さんにお尋ねしたいと思います。

私は教育委員会なので学校のことについて話があったのでお聞かせください。小学校のときにクラスみんなにいじめられたというお話がありました。そのときに担任の先生とかに相談したり、あるいは誰かがサポートしてくれたりしたことはありましたか。先生がどんなふうに対応していたのか知りたいと思ったのですけれども、

どのような状況だったかお尋ねします。

会 長 早坂委員，お願いします。

早坂委員 小学校 5 年生のときだったんですけれども，そのときの担任の先生はまだ若く，先生に成り立ての方でちょっと力が弱かったというのもあったのかもしれませんが。クラス単位で先生も一緒にいじめを受けていたということもあったんですね。先生も苦勞はしていたんですけれどもなかなか難しいという状況があつて，みんなに怒ったりしても子どもたちがなかなか受け入れられなかった。6 年生になって先生が代わったときに少しそれは和らいだんですけれども，やはり名残が残っていて仲間外れにしたりということもあつたり，私自身もちょっとトラウマができて人とかわるのが難しくなったということがありました。先生によるのかなというのがあります。

会 長 赤間委員，よろしいでしょうか。

赤間委員 はい，ありがとうございました。先生もクラスの子もたちとうまく信頼関係が築くことができなくて，多分授業も成立しなかったような状況だったのかなと思いました。そうは言っても，それはそれでみんなでいじめるなんていうことはもってのほかだと今，強く思っています。

会 長 そのほか，皆様，いかがでしょうか。
高橋望委員，お願いいたします。

高橋（望）委員 私も小学校のときに長い間，いじめを受けていたのですが，いじめる側は人がいないすきを狙っていじめてきます。そのいじめの終わりが来たというときは，思い出すのもつらいかもしれませんが，どのようにして終わったかちょっとお聞きしたいと思いました。

会 長 早坂委員，お願いします。

早坂委員 終わったというのははっきり記憶にはないんですけれども，5 年生のときはずっとクラスのみんなの雰囲気が悪かった。6 年生に変わったときに少し先生の対応があつたのか，和らいだというのがあつたんですね。ただ，そこで完全に終わったというのではなく，大体普通学校だと小・中と続いていくと思いますので，小学校と大体同じメンバーになったんですけれども，中学校に入っても一部の力のある子といいますが，そういういじめる立場にある人たちは，やはり何かにつけていろいろ言ってきたりというのはありまして，中学校のときでもやはりずっと一緒にいるとそ

れはやまなかったんですね。高校に入ってやっと中学一緒だった人たちが別々になってそれで解放されたというのはあったかと思います。以上です。

会 長 高橋望委員，いかがでしょうか。

高橋（望） つらいところを思い出させてしまって申しわけありません。なかなか終わりというのがないのはとてもつらかったのではないかと思います。でも，高校で別々になって何となく気持ちの踏ん切りがついたのかなと感じました。ありがとうございました。

会 長 そのほか，皆様，いかがでしょうか，よろしいでしょうか。
次に，高橋望委員，お願いいたします。

高橋（望） 私は知的障害です。最初，本当は手帳をとるのも嫌だったんですけど，でも私が前に働いていた作業所では手帳を使わないと働けないよと言われ，手帳をパスポートだという言葉に変えて手帳をとることにしました。

手帳をもらう前ははじめもいろいろあったので，偏見の目で見られるかと思って手帳をとることをすごくためらっていたのですが，逆に手帳を持ったことで，みんなこんなに配慮してくれて優しいんだということに気づきました。だんだんとそこから自信につながってきて，私は手帳をもらってこれからも伸び伸びと生きていくと決め，今の職場は障害者枠で，手帳をもらっていることを皆さん，ご理解の上，働かせていただけることになりました。

最初，どんな仕事があるんだろうとすごい不安だったのですが，最初はヨーグルトのコーナーを任せられました。見本を見てそのままやりなさいというのは非常に苦手なことで，マネージャーが毎日，必ず見本をつくってくれたり，あと一緒にヨーグルトを担当する方をもう 1 人つけていただいて徐々に仕事を覚えていきました。でも，日にちが経つにつれていい意味でステップアップをさせようと，マネージャーのほうもちょっと次に難しい仕事ということでデザートを並べる仕事も始めたんですね。でも，最初は見本をつくってくれたんですが，悪気は全くないんですけども，忙しいとやっぱりずっとやっているからわかるでしょうみたいな感覚でいつの間にか見本もなくなって，「はい，つくってね」と言われるのは非常に私としては頭を悩ませた部分でもありました。聞こうと思うと仕事が忙しくて，いつどんなタイミングで聞いたらいいんだろうとか，そういうのもありました。

これとは別ですが，私は特に小学校とか，そのときははじめとかはあったんですが，就職してからは差別というのは全く受けたことがなくて，でもそんな中で人間関係で悩むことはやはりありました。ちょっと言葉がかぶるかもしれないんですけどもそのことを今からお話いたします。

以前，職場であった困ったことは，普段はたわいもない会話ができたりする方な

んですけれども、1年に2、3回、態度が急変する場合がありますね。せっかくその人と話せるようになったりして安心していたんですけど、でも、何かその方の態度を見て信頼と、この人とどうつき合っていたらいいんだろうということで悩んだことがありました。私がレイアウトを見ながら商品を並べるのは実は1時間半ぐらいかかってしまうんですね。今は自分なりに自主練とかいろいろして30分でやることができるにはなったんですけども、そのときにその方が、「レイアウトの仕事が苦手なのを知っているから、私、かわるよ」と言ってくれたんですね。「じゃせっかくなのでお願いします」と言ったら、急に「逃げる気？」と言われてしまったんですよ。「だって今、手伝ってくれるって言ったよね」というふうに言ったら、「一緒にやりなさい」と今度言われてしまって、その人との時間がすごいつらいし、自分の頭の中では大パニックを起こすし、でも、仕事なので切りかえないといけないし、ずっと気にしていたらその場で止まってしまってお客様にも迷惑がかかるし、暗い顔はできないからどうしようかなと葛藤したんですね。とりあえずつらくても相手に今、何を言ってももう受け入れてもらえないなと思ったので、相手の言うことを「はい、そうですね」と共感することにしたんですよ。それで、すきを見て、やはりマネージャーに言わないとこのままでは仕事に影響が出てしまうなと思って相談しに行こうとしたら相手の方に見つかってしまったんですよ。そうしたら急に「私も行くから行ってみなさい」と脅迫されたような言い方をされて、ずっと私はびくっとしてしまってどうしようかなと思ったら、よく見てくださっているマネージャーが、「あの方が落ち着くまで別な場所に行っていなさい」と言われたので、私はそのすきに就労支援センターというお仕事のリフォローしていただけるところがありました。そこに電話をして、「今、こういう状況なんですけれどもどうしたらいいんですかね」と言ったら、「今、マネージャーに言われたとおりに別な部屋でマネージャーが来るのを待っていて、それで、どうしてもつらくて働けなかったら帰るのもありだよ」と言われたんですね。でも、私は負けず嫌いな性格なので、その人のために帰ったら自分が負けてしまうと思って絶対帰らないと頑張ったんですね。それで、マネージャーが戻ってきて、マネージャーは相手の方と私の状況を聞かないとわからないので両方の話を聞くことになり、相手の方は言ってしまったときにすごく感情的になってしまって、自分が何を言ったのか全然覚えていないということ。私に対してとんでもないことをしてしまってすごく謝りたいから仕事に1回戻りましようと言われて、それで、わかりましたというふうに戻ったら、その方は本当にごめんなさいということをお願いされたんですが、その方って以前にも何回か同じようなことがあったんですね。相手の方とは余りもうかかわりたくないんですね。反省すれば同じことは何回も起きないと思うんですけども、自分よりその方は年上な方で、そんなことをして社会人として通っていていいものかと正直思っております。

マネージャーもやはりマネージャーという立場があるのでお互いの悪いところは言わない人なんですね。そのことも知っていますが、やはり気になるものは気になるので、私の心はそれで解決されないんです。一応何気ないような顔をしてずっと

過ごしておりますが、この日から大体 1 週間ぐらい体に影響が来てしましまして具合が悪くなってしまったんですね。でもやっぱり自分が行かないと何も解決されないし、自分がつらくなるだけで相手はけろっとする顔をするのが悔しかったんで、普通どおり今も話をしたりとか挨拶はするようにしています。以上になります。

会 長 次に、千葉委員、お願いいたします。

千葉委員 私の病気は膠原病の中の結節性動脈周囲炎という病気で、どちらかという女性に多い病気なんですけれども、私の場合はちょうど平成 17 年の 12 月に発症しました。17 年の 10 月にちょうど気管支喘息で入院しまして、気管支喘息が起こった人に起こりやすい病気、約 10 万人に 1 人、当たるか当たらないかという病気にちょうど当たってしまいました。平成 17 年 12 月 4 日、今でも覚えていますけれども、両手足が急に麻痺しまして救急車である病院に入院しました。その病院でも今まで診たこともない病気だということで先生が病気の判別ができなくて、たまたま仙台市内にそういう病気を診たことがあるという先生に往診をしていただいて病名が確定しました。当初、病院のほうでは対症療法しかできませんので、ステロイドを大量に投与するパルス療法というんですか、それをやって、両手両足のしびれがきつかったんですけれどもそれは対症療法でなくなりました。それで、平成 18 年の 1 月から別な病院に転院しましてリハビリをやったんですけれども、当初の病院では、あなたは一生このままでいると、寝たきり状態になるということを言われました。家族は相当悲観したと思うんですけれども、私は看護婦さんとか、担当の女医さんから、とにかく千葉さん、少しずつ動くようになれば何とか動くようになるよという温かい言葉をいただきました。今の病院に転院してからはリハビリに努めまして、平成 18 年の 6 月に退院するころには自分でトイレに行くぐらいのことはできるようになりました。

その間に家内が奔走して障害者手帳をとり、今の病院の先生のおかげで特定疾患の申請をしました。発症が 58 歳ということで、普通だったらあと 2 年すれば定年という年でした。障害者年金や各種の医療制度を利用するために奔走し、何とか自分の生活にめどがついたなと思って、後は自分の家で療養したわけです。ただし、自分の病気がどういう病気かというのがはっきりわからなかったというのが一番不安でした。

そのころ、インターネットで調べても病気とかの名前は出てきますけれども、俗に言う一般の方の書き込みが少なく、闘病日誌みたいなのが若干あるぐらいで自分の病気の行く末がはっきりとわからない。このままずっと病院に通っていてもどうなるんだろうと思いました。一番自分の励みになったのは、とにかく毎日 1 歩ずつでもやるとリハビリの成果というのは出てきます。まず、近くのコンビニに行って週刊誌買いたいなと思いました。週刊誌を買うまでにそのコンビニまで片道 400 メートルぐらいありましたかね、そこまで行くのにどうすればいいんだろうと。今

もやっていますけれども、両足に補装具をつけて、普通の人だったら 5 分ぐらいかかるところを 30 分ぐらいかけて 1 歩ずつ行けば、私の場合は毎日が日曜日みたいなものだったんですから結局そんなに焦ることもなくて、1 歩ずつ歩いてコンビニに行くととにかく週刊誌も買うことができた。コンビニに行くと、そこは自動ドアではなかったんですけれども店員の方が飛んできて扉をあけてくれると。そういうような差別とかなんとかというのは、意外に感じないままに自分では過ごしていたと思います。

ただ、一番は、先ほど申し上げたように、自分の病気の行く末がわからないことが困りました。病院の先生に聞いても症例が少ないからどういう状態になるかわからない。じゃあ、わからないからどうすればいいんだろうと思いました。ただ、そのまま何もしないで、とにかく毎日テレビと新聞ばかり見ているような状態では始まりません。今もやっておりますけれども、市名坂で市民講座医学講座というのをやっているんですけれども、そういうところに出かけていくとか、あとは自分の担当の先生はリウマチ科なので、リウマチに関する講演会があったときに出かけていくとか、だんだん行動範囲を広げていく。あとは、いかにしてバスに乗ってそういう会場まで行くかということでバスの乗り方を覚えた。そうすると、ステップの高さもきついなと感じたりしました。しかし、乗った途端に、隣の立っている人からここに坐りなさいと案内してもらえとか。自分が出かけて行って、今も杖をついていますけれども、その杖をつくことによってこの人は障害があるんだなということを知ってもらえて、意外と優しく対応していただいたものですから、私はそういう差別は感じなかったんです。

そして、そういう行動をしているうちに、たまたま私の娘が交通事故に遭いまして幸町にある病院に入院することになりました。その病院に見舞いに行ったときに、隣に障害者福祉センターというのがあったんですね。障害者福祉センターというのは何をやる場所なのか、わからないままにちょっと内容だけでも聞いてみようかということで受付に行って「ここはどういうことをやるんですか」と尋ねました。「福祉サービスをやっています、自立訓練とかありますよ」と言われ、「私みたいなのはどうなんですか」と言ったら、一応面接をしていただいて、あなたも自立訓練を受けられるはずだから、とにかく一度、区役所に行って認定証をもらうお話をしてみたらいかがですかということを知りまして、区役所に行ってそういう手続をして、ちょうど約 5 年前、自立訓練をやることになったんです。その自立訓練をやる間に、そこには、いろいろな病気の方とか障害を持っている方がいらっしゃるものですから、自分とは違う脳卒中の関係の方とかいろいろなお話をするにつれて情報交換ができたということが一番大きかったと思います。

それで、そこを 1 年 6 カ月で終わらして、ちょうど 2011 年の大震災のときに宮城野障害福祉センターが福祉避難所になった。そういうときにも 1 回行って見て、ああ、こういうこともやっているんだということで見えていましたら、たまたまその福祉避難所が終わったときに、ハンズ宮城野で身体のパイカウンセラーを今、募集

しているから、千葉さん、やってくれないかと言われました。それで、2011 年の 8 月から宮城野の身体障害のほうのピアカウンセラーを木曜日にやることになりました。

そういうようなことで、ここにいる仙台市の方々とも随分面識を持つようになりましたし、杉山委員の「C I したすけっと」の長町のほうにお伺いして、やはり仲間の就労をご相談に行ったりしました。いろいろなところに行くに従って、自分の障害というのはまだまだ恵まれているほうだなと、こういう言い方をしたら語弊があるかもわかりませんが、そういう方を知ることによっていろんな方の思いというもの随分受け継ぐことができました。

けれども、私は前から心臓が少し悪かったんですけども、去年、心臓弁膜症になりまして、ちょうど 12 月 5 日に心臓弁の置換手術を受けまして内部障害にもなってしまったんですね。ですから、ただ、今の難病の中で自分の体験したつらさよりは外科的なものというのは、ここにざっくり傷が 40 センチぐらいありますけれども、はっきり言って麻酔をかけられて麻酔が覚めたとき、24 時間たっていましたかね、「はい、千葉さん、ちょっと立ってみなさい」とベッドから起こされるんです。ですから、難病で苦しんだほうが本当に病気らしい病気だと思いました。心臓は確かに大手術だったんでしょうけれども、幸いにして先生の執刀がよかったのでいまだにこうやって、薬は若干飲んでいますが、今月の診断が終わればその薬も飲まなくていいという状況まで回復しました。

今年の 1 月から、ここに白江委員もいらっしゃいますけれども、宮城県難病相談支援センターで膠原病の枠でピアカウンセラーもやらせていただいていますから、皆さんのそういうお声を聞きます。そうすると、自分の立場もどういう状態でいけばいいのか。やはり情報を共有することと、あとは自分の障害というものをとにかかく知ってもらうためには外に出て行って発言をしないとイケないというのが最近、考えていることです。先ほど杉山委員もお話しされましたけれども、出ていけないことには理解してもらえない。病気というものは自分には関係ないと思ってもまさかの状態が必ず来るわけです。そして、やはり年をとれば、急死の場合を除けば、必ず障害を持って死んでいくような状態になります。ただそれはその方の寿命だと思しますので、お若くして亡くなる方もいれば、ある程度の年になって亡くなる方もいます。私の母も今 95 歳で、俗に言えばピンピンの状態ですけども、私とデットヒートでどっちが先に行くかわかりませんが、そういうような状態で常に家族の状態を見ていると、とにかくこれから気をつけていかななくてはならないと思います。

あとは、私の父も 67 で亡くなりましたけれども、10 年間、昔はパーキンソン病と脊髄小脳変性症が分けられなかった時代があります。ですから、父はパーキンソン病だと思って死んでいきましたけれども、私のきょうだいは上 3 人が女なんですけれども 4 人きょうだいで私は末なんですけれども、上 2 人は脊髄小脳変性症で亡くなっています。脊髄小脳変性症というのは、うちの親族の中にかかなりいます。や

はり遺伝的に 2 分の 1 の確率で出てくるのが DNA の鑑定で大体わかっている、うちの親のほうでも 30 ぐらいで発症しているのもいます。そういうのを見ていると、自分はまだこうやってしゃべれもしますし、甥っ子たちとか、親戚のためにも、あとは同じ膠原病という仲間のためにも、難病の仲間のためにもこうやって情報を発信していかなきゃいけないなと思っています。

会 長 次に、橋浦委員、お願いいたします。

橋浦委員 私は 2007 年 12 月に当時住んでおりました横浜の自宅でくも膜下出血で倒れまして、その後、即、入院、手術ということで約 3 週間ぐらい意識がないまま、12 月でしたから気がついたら年末 12 月 20 何日だったということで、自分が、何やっているんだろうなと思ったのを今でも覚えております。

当時、私、生命保険の営業の仕事をしておりまして、多少一般の方よりは病気の知識とか、お医者さんほどではないですけどもあつたんですけども、当時、高次脳機能障害だと主治医から言われまして、7 年前ですね、何ですか、それ、聞いたことないですよと言ったのを今でも覚えています。今は高次脳機能障害という言葉自体は、一般の方でも随分知っているような時代にはなりましたけれども、わずか 7 年前、8 年前まではほとんど知られていないと。もちろん、知っている方は知っていたんでしょうけれども、そんな時代でございました。

その後、実家のある仙台のほうに移転をしまして、生命保険会社に復職するんだという思いで大学病院のほうで約 1 年半ほどリハビリをして、やっと念願の復職。仙台のほうに支店がございましたのでそちらに復職をして仕事をしたんですが、実は全然思ったようにいきませんでした。高次脳機能障害といいますのは記憶障害ですとか、あと遂行機能障害、いわゆる段取りができない。あと、コミュニケーション障害という人とかかわりがどうしても下手になる。私は得意な分野ではあつたんですけども、当時、その辺が影響してなのか、保険の契約がとれない。お客さんのところには行くんですけどもお客様とお話をして、「じゃ、わかりました。次々こうなります。こういう保険です」という話になると思うんですけども、次に行ったときに、聞いた話がどこかに行ってしまう、あべとぺな話をしてしてしまう。それでお客様は「何だかよくわからない、今回はいいや」ということになってしまいます。今現在は 4 年前からですか、損害保険の会社で障害者枠で事務系というか、割と雑用といいますか、そんなような仕事をしております。

ここまで来て、やっと記憶や遂行機能、コミュニケーション不足を自覚するようになりまして、その分、「昨日、頼んでおいたやつはどうした」と言われると、「何でしたっけ」と言ってしまう。頼んだほうは、「昨日、わかったよと言ってくれたよね」と。「あー、はい」というような感じのことが多々あります。それと、コミュニケーション不足。前は一番得意な分野でした。皆さん、会社に来て、「昨日、こんなことがあつたよね」とか、普通に話ししますよね。そのようなことが余り得意

ではなくて、別にぼつんとひとりぼっちでいつも隅っこにいるわけではないんですけども何となく疎外感みたいなのを感じて、これは前とは全然違う。以前はどちらかという、中心にいて話をしていたつもりでいたものですから、その辺でやはり高次脳機能障害の後遺症というのを自覚せざるを得ないかなと思いました。その自覚した分、どうしようとか、次に何の手を打とうと。まだまだ未知の世界ではありますし、これといった決め手はないんですけども、今日もまたちょっと忘れて、「この間、頼んだやつ」と言われて、女性の方に嫌な顔をされたんですけども、「また言われちゃった」とちょっと思ったりはしたんですけども、その怒られて嫌な顔をされたこともあした覚えているかどうかわからないということもあるんで、ある意味、気分転換にはいいのかもしれませんが、症状としては余り芳しくないなと思っております。

ただ、おかげさまで周りにいろいろ助けていただいて前向きに、例えばこの七夕の会でも当事者の代表ということでいろいろな宮城県内のいろんな圏域を回らせていただいたりですとか、こういう会に参加させていただいたりですとか、そういう活動をしながら昔の自分には戻れないのは、ある意味、わかっているので、新しい自分に少しでもなれるように頑張っていきたいなと思っております。以上です。

会 長 それでは、3人の方々へのご質問などがございましたらお願いしたいと思います。

白江委員 私は、社会福祉法人ありのまま舎で働いておりまして施設を運営していますが、高橋望さんにご質問なんですけれども、5年前に初めて発達障害の青年を雇用して去年から2人目の青年もまた働いてもらっているんですが、ちょっと参考にといいか、今、対人関係というか、同僚の方との関係で悩んでおられるという話をさっきお伺いしたんですが、そういうときに周り、あるいは会社側にこういった仕組みだとか、サポートがあるといいなというふうなことがもしお考えであれば教えていただきたいんですけども。

高橋（望）委員 私の望みとしては、周りの方は結構仕事で困っているとサポートとか、様子がおかしいと、あれ今日、元気ないねと声をかけてくれたりとかはしているんですね。ただ、皆さん、忙しいという理由で、長く勤めに当たると、それが悪気はないんだけども当たり前の状態になっていて、コミュニケーションをとる時間がなくなっていくんですね。なので、相手側からあえて私の障害のことを知っているんだったら1カ月に1回、「今の様子はどう」とか、「困っていない」というサポートがあると、もう少し私は助かるかなと思います。

会 長 白江委員、いかがですか。

白江委員 ありがとうございました。

会 長 そのほか、皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。
では、次に畑中委員、お願いいたします。

畑中委員 私の体験は、診断前は障害があること自体がわからなかったもので、職場に障害があることはクローズにして働いていたことになりましたが、そのときは仕事を覚えられず 2 週間で離職をしました。診断後は障害をオープンにしてジョブコーチさんから会社の方に特性等を伝えていただいて仕事をするようになったら、現在 5 年目になりました。現在は地域活動推進センターのスタッフやメンバーと自己理解に努めています。以上です。

会 長 次は、相澤委員、お願いいたします。

相澤委員 障害当事者の団体の立場で個人的な経験をお話しさせていただきます。

まず、私が初回認定を受けたのが昭和 50 年代半ばからでございます、中途障害で肢体不自由下肢障害ということで障害認定 4 級から始まったわけでございます。

当時は、退院して四苦八苦したわけですが、バスの通勤、バスに乗るのに杖をつけて乗っていたんですけれども、朝はいいんですけれども帰りが仙台駅から乗るのにほとんど席はあいておりませんで、坐りたいなと思ってもなかなか席が空きませんが、そのうち、誰かが気づいて席を譲ってくれるというような甘い考えを持っておりました。これが職場復帰して 1 カ月たっても 2 カ月たっても 1 回も席を譲ってもらったことがないんですね。ですから、時には自分が情けなく思ったこともあったんですが、そういう状態でかなりの時間、我慢をして途中の席があくまでじっと耐えて乗っておりました。

しかし、ほかの人ばかりを恨まないで自分の努力はどこまでやっているのかなということも考えました。というのは、始発が仙台市交通局でしたので、仙台駅前からですと、当然、席は空かないものですから、逆に仙台駅から交通局まで一旦乗って行って、そして、空いている始発から乗っていこうということで途中から切りかえました。そうしたら、スムーズに行くことになってよかったなと思っておりました。

次に、私も職場復帰をしたわけなんです、それまで外勤の仕事でやってきましたが、入院して復帰したことで障害者認定を受けましたので、内勤ということで人事課のほうに配属になりました。これは今考えますと、やはり合理的配慮をいただいたのかなというふうに考えております。人事課の仕事ですので、仕事の内容は面接、採用、そういったことになります。職種は仙台市内のビル管理会社で、従業員は約 1,000 人ぐらいおる会社でございましたので、面接をする機会が多くなりました。そして、障害者雇用助成金というのがありまして、障害者の法定雇用率を達成しない場合は反対に納付金を納めなくてはならないことになるものですから、障害者の方を採用して雇用率を達成して、助成金をいただくということで何とかやって

みようということで、どんどん障害者の面接を進めてまいりました。障害者の方はどうしても現業のほうに配属になるわけですが、現業のほうですと、請負業務で現場に派遣することになります。そうすると、やはり健常者の従業員が、障害者を配属しますと、どうもいい顔をしないんですね。障害のハンディキャップの分を我々がカバーしなくてはいけないんじゃないかという気持ちが働いているようでしたので、そこで、内部調整といいますか、よく職場の中で理解を進めるようにということで説得に当たって何とかおさめてきたところでもあります。時々ですが、直接派遣しているオーナーの担当者から、障害者を雇用する余裕がないので何とか健常者を回してもらいたいという話になったこともありました。でも、やはり障害者といえども研修教育をしながら、特に遜色のないというか、ハンディを乗り越えて頑張っていくものですから、それを理解をいただいて何とか派遣させていただきたいということで了解をいただいたこともあります。

そういうことで、就労支援についていろいろ体験をしてきたところでございます。以上でございます。

会 長 最後になりますけれども、次は坂井委員、お願いいたします。

坂井委員 私自身は精神障害ということでうつ病なんですけれども、実際のところ、差別的なことというか、受けた極端な例というのは余りないですけれども、自分の中で心に残っていることを語ってみたいと思います。

ある耳鼻科に行ったときなんですけれども、その際、お医者さんに見立てていただいて、そのときに薬、何か服薬していると言われたのでお薬手帳を出したんです。そうしたら、態度がコロっと変わって雑な扱いをされたことが実はありまして、そのとき、その病院は二度と行かなかったのですが、そういうことが一度あったことと、あとは聞いた話なんですけれども、恋愛問題がありまして、ある方なんですけれども、親御さんのほうが同じ精神障害者同士の結婚を望まないということでだめになったというケースは聞いたことがございます。

そんなところがちょっと今思い浮かんだところかなと思います。

あとは、実際のところ、施設関係の、例えば障害者の関係する施設関係、それに対する不動産関係のトラブルというか、そういったものはよく耳にします。以上です。

会 長 皆様から 3 名の方々にご質問などがありましたらお願いしたいと思います。
高橋望委員、お願いします。

高橋（望）委員 私は震災のときに今勤めているスーパーではなくて別のスーパーに勤めていたんですね。そこでよく行っていたコンビニの店員さんとお会いすることになって、それでそのときに震災で動揺していたし、でもしっかりと仕事をしなきゃいけないと

いう気持ちがあつて複雑な感じで仕事はしていたんですけども、そのときに気持ちが焦ってしまつてその方に対してうまく対応することができなかつたんですね。それで、その人とお会いするのはそこまでになつてしまつて、最近、その方と偶然お会いしたんですね。自分はその人を見たときに、あのときにうまく対応できなくて、もちろん、相手の方は私が障害を持っているということはわかつていなかったんですね。それで、ここで会つたのも何かの縁だということでメール交換をさせていただいたんですね。そのことが残っていたので、自分は、実は障害者なんですよということをお話ししたら返信が来なくなつてしまつて、そのときに言つていいものか、悪かつたものか、ちょっと悩んでいて、どうしたらいいかなと思ひましてお聞きしたいです。

会 長 坂井委員，お願いいたします。

坂井委員 やはり普通の人間関係でもそういうことよくあるんですよ。障害者同士で、例えばアドレス交換するといつても、その人自体が本当に信頼できる人なのか、信じられる人なのかというのは結構あると思ひます。一般の人から見ると、障害者と言つた段階で、わかりやすく言えば、引く感じになつてしまう人が多いんですね。なので、ここでもし高橋委員が押したとすると、どう返つてくるか私もわかりませんけれども、余りいい結果は今の段階だつたら出ないのかなというふうに思ひますね。だから、正直言つて高橋委員としてはしつくり来ないかもしれませんが、いわゆるその話は置いておいて、今与えられていることに向かつて一生懸命頑張つたほうがいいんじゃないでしょうか。

会 長 高橋望委員，いかがでしょうか。

高橋（望） とても参考になりました。ありがとうございます。

委 員

会 長 そのほか、何かご質問とかコメント、委員の皆様からありますでしょうか。

白江委員，お願いいたします。

白江委員 畑中さんにお伺いですが、今やられているお仕事を決めるときに会社側と、いわゆる人事の問題とかいろいろあると思うんですが、ご本人の希望とか、そういう話し合いとかを経て今のお仕事というか、役割といひますか、決められたんですね。

会 長 畑中委員，お願いします。

畑中委員 私自身は参加していないんですけども、ジョブコーチさんと会社の間で何か調整をしたんだと思ひられます。参考にならなくて、済みません。

白江委員 ありがとうございます。

会 長 それでは、3人の委員の皆様への質問、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

はい、ありがとうございます。

また、本日は菅原委員が欠席でございますけれども、お手元に菅原委員からの資料をいただいています。この資料を後からごらんいただければと思います。資料につきましては、高橋秀信委員への配慮というのは大丈夫でしょうか。

事務局 (高橋課長) 済みません。後ほど高橋秀信委員には資料をお送りしたいと思います。失礼しました。

会 長 高橋秀信委員、申し訳ありません。後で資料が行くということでよろしくお願います。

それでは、当事者委員ということで、9名の委員の皆さんから発表いただきました。また、障害者団体等の意見交換会にも参加された方もございますので、今度はその意見交換会にご参加された委員の方からも何かご意見とか感想とかありましたらお話しいただきたいと思います。

または先ほど9名の方からお話をいただきましたけれども、そのことに関することでもございますけれども、委員の皆様から何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 先ほどお話を伺っている中で、就労されている委員の皆様にお聞きしたいんですけれども、就労においてオープンにする、クローズにするということについて、実はその陰には障害者に対する何らかの偏見というのを感じてオープンにするか、クローズにするかということをもしかして選んでいらっしゃるんじゃないかと感じたので、今さらなんですけれどもお聞きしたいなって。そのポイントは、とても就労の中で大きいんですけれども、オープンにする、クローズにするを選択されるとき、なぜそこをオープンにしたのかとか、またはクローズにしたのかということを一言お伺いしたいです。

会 長 どなたか、佐々木委員、この方というのはありますでしょうか。

佐々木委員 畑中委員にお伺いできればと思います。

会 長 では、畑中委員、お願いいたします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

畑中委員 畑中です。私は現在はオープンにして就職していますが、診断前、クローズで働いたときには本当に仕事の仕方がわからず、結局離職につながってしまったので、このままではいけないと思いオープンにして就労したほうが続くのかなと思ひましてオープンにして就労しております。

会長 佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員 ごめんなさい、聞き方が悪かったと思います。最初にクローズにした理由をお聞きしたいと思います。

畑中委員 クローズにしたというか、自分自身でも障害のことに気づいていなかったのせうせざるを得なかったという現状があります。以上です。

佐々木委員 ありがとうございます。もう一つ、橋浦委員にお伺いしたいです。最初、クローズで復職された理由をお聞きしたいのですが。

橋浦委員 今は障害という言葉遣いに抵抗はないんですけれども、当時、私は当事者でありながら、それも精神障害者保健福祉手帳という、精神障害という言葉と、その手帳をとることにすごく抵抗がありまして、なおかつ、精神障害者保健福祉手帳を自分の口からとてもオープンにしようとは思わなかったですし、復職の仕事からいくと、ほかの方の扱いは普通でした。ただ、仕事自体はできません。普通、みんなが 10 やるところを 8 だったり、6 だったり、5 だったり、それは周りも調子悪かったんだよねとか、そういうこともあるよねというフォローが入ったりはします。今、仕事している場合、さきほど言ったように、障害者雇用なんですけれども、それは自分でみずから望んで障害者雇用になりました。障害者雇用ですから仕事もそれなりの障害者向けの、仕事の上下はないんですけれども、それぐらいのレベルの仕事ではあるんですけれども、ただ、逆に周りの目は障害者というふうに見られる、私自身の偏見かもしれませぬけれども、逆にそういうことを感じることはございますね。その辺はなくしていきたいなと思っております。以上です。

会長 佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員 お二方、ありがとうございました。

会長 それでは、障害者団体等との意見交換会に出席された委員の方から感想等について話していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

市川委員、お願いします。

市川委員　　私は宮城県自閉症協会の皆さんと話し合いをさせていただきました。お集まりいただいた皆さんは、親御さんの方が 10 名くらいいらして、本当に次から次に思いのたけを吐露していただいたというか、ふだん思っていることを次から次と皆さん発言されました。一番気になったことは、障害のことを理解してもらえないための差別、非常に大きいということを痛切に感じました。

それで、協会があることによって非常に皆さん、結束力が高くてみんなで外部に発信していこうとか、周りを巻き込んでいかないと本当打撃できないんだと非常に前向きなお話がありましたが、やはり自閉症というところが、私も初めて聞いてああそうなのかなと思ったわけで、なかなか社会に知られていない部分が、会報とかいろいろ努力されているみたいですが、ぜひいろいろな発信をしていただければというふうに思いました。以上です。

会　　長　　そのほか、いかがでしょうか。
中村祥子委員，中村晴美委員の順番をお願いします。

中村（祥）委員　　私は七夕の会の橋浦委員とか、ご家族の皆さんとか、関係者の皆さんとお話しさせていただいたのですが、今の橋浦委員がお話しになられてもどこか困っておいでなのがあるのかなと思うほどなめらかにお話しになっているので、やはりそういうことが障害を持っていることをなかなか理解していただけない、伝えにくさということがつらかったということとございますと、逆に余りカバーされるということも、途中でなられたのでその前の記憶がおありになられるので、それほどカバーしてもらわなくてもいいかもしれないと思ってしまわれるという、その揺れ動くつらさというのが伝えていただいて、やはりそのつらさというのはわからなかったなというふうに思いました。

やはり、私も違う障害の自閉症スペクトラムの方たちとおつき合いはしているんですけども、聞いてみないとなかなか特性のつらさというのとか、理不尽さというのは想像することができないということを改めて知りまして、今日もいろいろな方のお話を伺うと、新しい驚きというか、そこは全然わからなかったという自分がいることを知りました。ですから、お聞きすることは一つ一つとてもためになるかなと思います。

会　　長　　続きまして、中村晴美委員，お願いします。

中村（晴）委員　　私は社会福祉法人仙台市障害者福祉協会との意見交換会をいたしました。この協会の参加された方は、肢体不自由の方、それから聴覚障害の方や視覚障害の方や難病の方などたくさんの障害の種別の方がご参加されました。皆さんが発言や自己紹介をしている中で、自分の障害と違う障害の方のことをお互いに理解をし合って、「ああ、そうなのか」と感じている表情とか、それから言葉の飛び交いがあったと

いうことは大変一つ印象的だったことと、もう一つは、視覚障害の方にとっては点字ブロックというのは大変大事なものなのですが、それが時には肢体不自由の方にとっては車いす等々で不便だということもあるんだというようなことにも気づかされて、障害にはいろいろな障害があり、障害がない人もいます。みんなが暮らしやすい世の中をつくろうと口では簡単に言いますが、これは簡単ではなく、もっともっと深く考えなくてはいけないということを感じました。

会 長 皆さんから何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。
桔梗委員，黒瀧委員の順番でお願いします。

桔梗委員 私も社会福祉法人仙台市障害者福祉協会の意見交換会に参加をさせていただきました。参加されている方々の概要について今、中村晴美委員からありましたように、いろいろな障害の方がお集まりいただいてご議論いただいたんですが、ちょっと論点から外れるかもしれません、私の感じたことを1つだけ申し上げておきたいと思えます。

このとき、今お話ししたように、いろんな障害の方がお集まりになってその立場で、または当事者だけでなく支援者の方々のお話も紹介して非常に私も勉強になりました。この席には通訳の方がまずお二人いらっしゃいました。そのことにより、身体に不自由のある方の言葉とコミュニケーションについては、通訳の方によって参加者がコミュニケーションをとることができました。今日も障害の方に応じて今、そちらの傍聴席のほうを向けて文字が進んでおります。この要約筆記もこの間の話し合いのときに仙台市で準備してありまして、私たちの話し合いのところにもあれがあったときにそれによってコミュニケーションが進んだと思えます。

ただ、そこで、大変申し上げにくいのですが、委員の中にも障害をお持ちの方がいらっしゃいますが一生懸命コミュニケーションをとろうとして言葉を発言されているのですが、なかなか聞き取りにくい言葉も正直言ってございます。そのため、一生懸命話を聞こうと思っている委員である私の立場としても、傍聴席に向けて置いてあるスクリーンが私たち委員の席にもあったならば、滑舌の問題とかで聞きにくい言葉も、あの文字を見れば理解がしやすいなと思っております。先ほど聞き取れない言葉、聞こえなかった言葉というのがありまして、今日のこの会議の席でもコミュニケーションとしてみんなで共有できなかったことが一つ残念だということと、前回の会議でそれがあってよかったなということをお伝えしたくて発言させていただきました。

会 長 黒瀧委員，お願いいたします。

黒瀧委員 私は、精神障害者家族会の活動を二十数年やっております。家族の立場として、皆さんの意見を聞いて感じることは、身体の障害の方、それはとても言葉に出せない

いくらい苦勞は大変なものだと思います。私は意見交換会では知的障害者の団体の席に参加しまして、知的の方と精神の方の共通点があると感じました。その差別の一番というのは、知的と精神の当事者の方のグループホームをつくるのでも、作業所をつくるのでも場所を提供しようとすると、場所を提供する大家さんやオーナーが理解してくださっても、家族や親族の方々が反対する。私は精神の立場としてちょっと申しわけないなと思ったのは、知的障害者の施設をつくろうと思ったらその中には精神の方も入っている。そのことを一言言っただけで精神障害者がいるんだったらだめだと。何しろ「精神」の言葉を聞いただけで厳しい意見が昔から飛び交っていることは確かなのです。

その中で一つ就勞に関して、先ほど畑中委員からクローズにするとか、オープンにするとかといった話がありましたが、昔はクローズでやっていた方も多かったと思います。最近はオープンにして職場のほうも理解して受け入れてくださるところはたくさん出てきました。でも、まだまだほかの障害の団体さんよりもずっとおくられていますのでいろんな意味でみんな苦勞しています。もし働けたとしても、一般的には精神の病気のために、健常の方と同じ時間の長さでは働けません。知的の方とかほかの方たちは、健常の方たちと同じように働くことはできると思いますが、精神の方は続かないと思います。そういうことを理解して雇っていただいたとしても健常者と同じことをさせられる。休み時間も思うようにいかない。それで、体もよくなって働いたはずなのが、皆さんダウンして引きこもりになってしまうということが多いですね。そういうことがほかの障害の団体さんと随分大きな違いがあるなということを感じました。ほかの障害の方々は、具合が悪くても一生懸命やられている、ちょっと不自由な方でも一生懸命やられている。そういう体力の違いというのも相当あるなということをつくづく感じました。

会 長 時間もかなり押してきていますので、次のところといたしますか、先進地調査の実施結果についてということで、これは調査に行ってくださいました大坂副会長、坂井委員、佐々木委員よりご報告していただきます。順次お願いします。まず最初、大坂副会長、お願いします。

大 坂 資料 2 に基づきましてご報告をいたします。 8 月 1 日にさいたま市及び千葉県副 会 長 に視察に行かせていただきました。総勢 5 名であります。

まず、さいたま市のほうにお伺いしたわけでございますけれども、幾つかポイントだけお話をさせていただきたいと思います。

3 番の (1)「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」という条例が 23 年 4 月 1 日から施行されておりまして、そのうち、10 条から 14 条は次の年に施行されています。ここはあっせんとか助言について、つまり具体的な行動についての部分で、十分な周知期間を置いてから行うということです。

特徴は、つくるときにかなり丁寧に検討されておりまして、条例検討専門委員会

ともう一つ、100 人委員会という 2 つの委員会をつくっています。具体的に条例をつくっていくのは専門家が入っている専門委員会、こういう条例にしてほしいということや、いろんな事例を挙げたり、どのように誰もが暮らしやすいまちをつくっていくかということについては 100 人委員会で話します。そこで話したことを専門委員会に上げて条例化したということでございます。

おめくりください。1 枚目の裏側ですね。

ポイントとしては、障害者の生活のしづらさの解消で、しかも 1 次相談、ワンストップのところで解決していこうということです。それから総合的な相談支援体制、つまり差別だけではなくて虐待やそういったことも含めて考えていこうということです。現状としては相談件数が少ないということがありまして、市民の中でこの条例があることを知っている方については定期的に調査をしておりますが、2 割程度で変わりはないということでもあります。

しかも、助言、あっせんの請求はいまだ行われていないということで、これは 1 次相談でうまくいっているというふうにも言えるんですが、周知が進んでいないためになかなか上手に利用されていないのかなということもあると思います。

4 番目、千葉県のほうですね。こちらは「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」というものであります。一番最初にできたもので平成 18 年 10 月 20 日に制定をされております。

こちらはつくるに当たっては、研究会を平成 17 年 1 月から 20 回開催しています。特徴としては、いろんな立場の方に来ていただいているというのが一つと、次のページ、タウンミーティングを行ったということです。

ポイントは、罰する、取り締まるのではなくて理解を広げることが目的で、話し合いを通じた解決ということです。（４）の②のところ、地域相談員、それから広域専門相談員を配置してそこで解決をするという仕組みです。（５）の①の現状のところを見ていただければと思いますが、24 年度は 225 件の相談を受けています。紛争を解決するというより社会と当事者の方たちをつないで出やすくするというところでは上手に利用されているのかなというふうに見てまいりました。

さいたま市のほうは、つくるときにかなり丁寧におつくりになっているんですが、その運用についてはなかなか課題があるというふうに私は見させていただきました。千葉県のほうは、つくるときに県議会で否決をされた経緯などもありましてつまづいたんですが、その後の運用については比較的、言葉が難しいんですけども、必要なときに上手に使っていらっしゃる。敷居が低いという感じがして一生懸命社会や地域と色々な人をつないでいくという役目を果たされているのではないかなというふうに感じました。以上です。

会 長 続きます、さいたま市の調査について、資料を 1 枚めくっていただきますと坂井委員の報告書がございます。坂井委員、お願いいたします。

坂井委員

さいたま市について、その中で私自身が感じたことも含めて報告します。

さいたま市でノーマライゼーション条例というのをつくったんですけども、その際についていえば、今現在、市長をやられている清水市長が、マニフェストに掲げて2年で成立させるという公約で成立させたという時間的なところがあったのかなというのが一つ。

あと、ちょっと変わっていたのが、障害の「害」という表記について平仮名にするかという議論が出たということなんですけれども、さいたま市では、障害を社会モデルとして捉えていることから、障害は個人ではなく社会にあり、障害者は社会によって障害がある「者」という考え方から、「害」の字を平仮名にしませんというふうになっています。

あとは、合理的配慮に基づく措置についての考え方でですけども、条例にそういう部分が具体的に結構書かれておりまして、その辺りが私は非常に印象に残っております。

あと、相談窓口なんですけれども、障害者生活支援センターもしくは各区の支援課ということになっておりまして、結果については先ほど大坂副会長が言われたとおりでございます。

あと、基本的なところで、6番目になりますが、さいたま市では差別した者を罰するのではなく、差別された障害者と差別した者のつながりを絶やさないような人間関係づくりを目指して対応しているというところ です。

次のページに行きまして、一番上ですね、7番目になります。地元さいたま市にはサッカーチームが2つあるんですけども、そのうち1つを使いましてノーマクンとライちゃんというキャラクターをつくったりしてPRしています。簡明版については今年からみたいですけども、小学生でもわかる内容、障害者の方でも読めるような、理解されるように工夫されたものを今現在、配布しているという内容がありました。

あと、先ほど大坂副会長から、大体2割程度の認知にとどまっているという話がありましたが、さいたま市が130万人ということなので計算すると26万人ぐらいが理解しているということだと思います。

私の所感その後に載っているんですけども、100人委員会を立ち上げてみたり、条例の検討専門委員会を設置したりして、いろんな形でシステムをつくり上げ、ホームページ上に情報をアップするなど、市民に対してアピールがうまいなと思いました。大体10回ほど100人委員会のほうは行われているようですけれども、仙台市のほうでもそういうのができないかなと個人的には思っております。

あと、やはり障害者の検証というところが実際に機能しているかということが確かにあると思うんですけども、障害者についての受け取り方、もしくは広く差別に対する意識を上げていくというところ、そういうのは大切だなと感じました。さいたま市に行かせていただいてまず一番感じたのはその辺でしょうか。

あとは、仙台市のほうでその内容が活かされればなというところになります。以

上です。

会 長 次に、千葉県調査について佐々木委員より、資料に基づいてご説明をお願いします。

佐々木 私のほうからは千葉県のほうの視察の報告をさせていただきます。

委 員 まず、全国初の条例ということでとても興味深く伺ったんですけれども、成立しているのは 8 年前で、施行されているのが 7 年前ということで、その当時、どんなふうにつくっていったんだろうとか、今現在、7 年たってどんなふう条例として行われているのかなというのがちょっと私の中で一番見ていきたいなと思うところでした。

千葉県の条例というのは、先ほど大坂副会長からもお話がありましたように、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ということで、差別という文言は全く入っていないんですけれども、もととなっているのは、仙台市が今掲げているように、「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」という内容だとは思いますが。それで、どうしても私の中で「差別」という言葉がとげとげしたイメージがあって、それはどういうふうにつくられているのかなと思ったんですけれども、行って見てまず印象が変わりました。私の変わった印象としては、とても丸くてやわらかい条例なんだなというのを感じました。

それは、先ほど N P O 法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会の意見交換会で、その他の意見で出されていた、差別の問題も片方だけじゃなくて両方の話を聞かないと、それが差別なのかどうなのかということが判断するのは難しいというようなご意見がありましたが、千葉県では、障害ある人にも、差別をしたかもしれない側にも、双方に丁寧で繊細な対応がなされているということがまず一番印象に残りました。私は、障害像の理解不足から差別ということにつながっていくのではないかなということを強く感じました。千葉県では、全ての団体の意見交換会の中でも出ていたように、小さいときから障害ある方と交流する機会や、身近に生活する機会があると、自然に受け入れていくのではないかと、小さいときからの教育がとても大事ではないかということで、小学校 6 年生向けの 50 分くらいの障害理解の授業やっているということでした。

それから、先ほど高橋秀信委員がおっしゃっていた合理的配慮が自然になされるといういいということは、私もそう思います。周りが気を使い過ぎたり、逆に当事者家族側が遠慮してしまうということが世の中で起きているからこそ、こういった条例をつくっていかなくてはいけないのかなと思いました。条例があるからとかそういうことではなく、お互いの障害だったり、病気だったり、それ以外のいろんな生きづらさを自然に理解を深め、その上でお互いに生きやすい環境というのが一番いいんだろうなと考えています。

千葉県が条例制定に当たり大切にされたことは、差別の多くは障害理解の不十分さ

から気づかないままに生じることが多いと捉え、罰則ではなく調整委員会という名のもとに話し合いをととても大事にして、双方の話を聞いて調整をしていくという、その対応がすごく私の中ではすばらしいなと感じました。私は、条例をつくることによって逆に地域社会との溝をつくるんじゃないかという懸念がすごくあったんですけども、今回の千葉県視察をさせていただいて、私の不安が解消できる視察となりました。行かせていただいて本当にありがとうございました。以上、報告をさせていただきます。

会 長 　　ただいま 3 人の方からご報告いただきましたけれども、委員の皆様からご意見などがございましたらお話しいただきたいと思います。

（意見なし）

では、いらっしゃらないので進ませていただいてよろしいでしょうか。次に、今後の検討の進め方について（案）について事務局より説明願います。

事 務 局 　　（資料の 3，4，5 に基づいて説明。）

（高橋課長）

会 長 　　資料に基づいて今説明いただきました。まずは臨時委員につきましては、今後、事業者や地域団体などに所属する方も臨時委員になっていただくということ、また審議時間については、障害福祉計画の策定と条例については分けてやりましょうということです。それから、シンポジウムとココロンカフェについて説明がありました。平日の午前と休日の午後、同じ内容でやるとのことです。平日出られる方もあれば休日の午後のほうが都合のいい方もいるので、2つの選択肢でやっていきましょうということです。多くの市民の方々、障害がある市民、障害がない市民も含めて多くの方々と一緒に考えていくということがすごく大事なことだと思います。などなどについて事務局から説明いただきましたけれども、委員の皆様からご意見とか、確認とかありましたらいただきたいと思います。

中村祥子委員，お願いします。

中村（祥） 　　お三人から説明いただいた先進地事例から、よりよい方向性やアイデアをいただきました。それから全国の条例一覧もいい資料だと思います。次に、先ほど坂井委員がおっしゃったように、推進協議会の中で、今後の市民のかかわり方はどうあったらいいのかということをお話し合う必要があるのかなというふうに思いました。100 人委員会のようなものをつくろうということがここで提案されているのかと思いますが、例えば、私がカフェに市民として参加することを想像した場合に、条例のたたき台があってそれに対する意見を聴取するというのであれば、それに対して直接的な意見も言えますけれども、例えば、先進地事例や推進協議会の途中経過を説明されたとしても、それに対して意見を言って、どのように反映されるのかという方向性が見えないと思いました。これに対して少し意見をお聞かせいただきたいと

思います。

会 長 ただいま中村祥子委員がお話しされたように、条例ができてからご意見をいただくというのもあるかもしれませんが、座長をしていて個人的な意見ですが、これからつくるのでどういう内容を盛り込んでほしいということも市民の方からお聞きする必要があるのではないかとってお聞きしました。

中村（祥） 条例の素案ができてからではなくてということですか。

委 員
会 長

素案ができる前にどういう内容が必要かというのも両方あわせてということですね。

それから、今の中村祥子委員のお話にもありましたけれども、条例の案ができてからということなので、条例の案がどういう経過でできていくかについても少し共有しておいたほうがいいと思いますので、その辺についても事務局から今あればお話しいただきたいと思います。

事 務 局
(高橋課長)

今年度については、まず差別といいますか、障害の理解の共有を図るといのがとても大事だと考えています。カフェの中ではまさに今日、お話しいただいたような障害者の中にもいろいろな障害があって、人によって違うのだというようなことを共有したり、そのことを踏まえて差別の解消をしていくためにはどうしたらいいのかといった、条例そのものをご議論いただくというよりは、障害に対する理解とか、どういうことを共有しなくてはいけないのかというところを市民の皆さんに体験していただきながら、今後、どのようにしていったらいいだろうかというようなお話し合いができたらいいなと考えております。

資料のほうで、施策推進協議会のことを説明するというのを入れましたので、今日の会議のようなイメージを持たれたのかもしれないんですけども、意見交換会でお伺いしたような、障害者の人たちはこういうふうなことを差別と感じているとか、こういうことを体験しているんですよということを説明しながら皆さんに理解していただいたり、私たちはどういうことをしていかなければいけないのかということを考えていく場にしたいというふうに思っております。まず、今年度についてはそういう意識の共有を目指していきたいと思っています。

会 長 では、目黒委員、お願いいたします。

目黒委員 今日は臨時委員の方のお話がとてもよかったです。この協議会が差別のことをやるという話が出たときから、差別って何だろうということですごく困っていたんですね。それで、各団体の聞き取りや、今日、お話しを聞いた中で、自分が何がわからなかったのかとか、ここに問題があるのかということが具体的にわかってすごく

よかったです。

それで、私は自閉症協会の会長をしています、わからないことがやはりたくさんあって、自分たちの聞き取りの結果を見てもそうなんですけれども、私がつらいのか、子どもがつらいのかと時々わからなくなるときがあるんですよ。やはり当事者じゃない、私が助けてやらなくてはいけない子どもというふうに思いながらいつも見ているので、そこが差別なんだよなと思いました。今日も小さいときからいじめられていたというお話があったのですけれども、そのいじめの内容って一体何なんだろうというのがすごい気になって、何をされたら一番つらいということが具体的に聞けるといいなと思うんですよ。私がいじめられる内容と子どもがいじめられる内容ってきっと違うと思うんですよ。それはたくさん具体的な話を聞いた中でしか出てこないというか、そういうのが聞けると条例にも反映されるのではないかなと思いました。畑中委員の話の中で出てきたオープン、クローズが何なのかというのからわからなくて、その辺りをもっと詳しく話してもらえるようになっていくと、私も一般の市民の人もわかるようになるのではないかなと思いました。以上です。

会 長 そのほか、白江委員、お願いします。

白江委員 要望ですけれども、できるだけ多くの市民に参加していただく意味で、できるだけ日時、場所、早目に決めていただいて、我々委員も一緒になって広報していきたいと思いますし、ありとあらゆる時間をできるだけ使ってお願いしたいと思います。

会 長 話し合う場については、例えば、さいたま市条例においての 100 人委員会の場合は当事者を含む公募の市民が集まり意見を出し合うため設置ということでしたが、公募して募るのではなくて多くの方に参加していただくということでのカフェだと思えます。その辺の人数的なイメージ、最終的には施策推進協議会の皆さんと協議していくことですけれども、提案した事務局から、人数制限がないように 2 回やるというようなところも少し説明していただいたほうがわかりやすいのかと思いますのでお願いします。

事 務 局
(高橋課長) まだ定員についてはきちんと考えておりません、30 人から 50 人くらいが集まってフリーに話ができるといいなというふうに思いました。

時間の設定も、例えばお母さん方は日中の昼間のほうが集まってきやすいし、障害の種別によってはそういう方も多いかもしれませんし、働いているような方については週末やお休みの日がいいのかなと思ひ、幅広く参加してほしいということで同じ内容で 2 回開くというような形で設定をしました。

会 長 30 人、40 人来られても、30 人で一緒になってするのではなくて、何人かで話し

やすい状況を設定してですよ。

事務局
(高橋課長) そうです。事務局と何か 1 対 1 でやりとりするのではなくて、グループワークしながら、来た人は皆さん 1 回とか 2 回とか、必ず誰かとしゃべっていくというような、そういう場所にしてみんなで話し合う、考えるというふうにしたいと思っています。

会 長 中村祥子委員，お願いします。

中村（祥）
委 員 積み上げたものがどのように蓄積されて還元されるのかというプロセスが、カフェを開いて意見交換をするという中では明確ではないと思うんですね。さいたま市の 100 人委員会では、読ませていただいた範囲では、テーマを決めて聴取をして、それを推進委員会に意見として出し、市民のメンバーの意見を生かすというところがより広く意見を反映させるというふうに思ったものですから、私、カフェ自体が反対なのではなくて、カフェの意見がどのように反映されていくのかというところが、ここには取り込むというふうなことが書いていないので、カフェにはそういう位置づけもあると思っていいのかどうかということを知りたいと思います。

会 長 具体的にその中村委員がお話しされたことは皆さんも思っていること、私も思っていることだと思いますので、その辺について事務局からまたお願いします。

事務局
(高橋課長) カフェで話し合われたことについては施策推進協議会の場にフィードバックをしていき、またそれをもとに話をさせていただき、ご審議をいただくという形で考えております。

その後、具体的な条例の形ができ上がってきたときも、カフェと施策推進協議会でやりとりをしながら、カフェで話し合いされた内容が活かされるように施策推進協議会のほうにフィードバックしていく方向で考えております。

会 長 阿部です。ただいま説明いただきました。いわゆる 100 人委員会との違いというのは、100 人委員会というのは公募された方で決まった方でやるだけけれども、カフェだから毎回出ていただいてもいいけれどもその間口は広くしておこうという意味かなと、そのように理解したんですけれども、100 人委員会の運営と同じような機能をしっかりとカフェで持っていけるかどうかについてのご心配だと思いますけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局
(高橋課長) 基本的には同じような形になると考えております。

会 長 中村祥子委員，いかがでしょうか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

中村（祥） 委員 市民の声を集めるという姿勢でやっていただいているのはいいと思いますけれども、先進地に視察にいらっしゃった方が、そういうイメージなのかどうかを言っていただければと思います。私はそういう感じがしたので申し上げました。

会 長 大坂副会長、坂井委員、佐々木委員、ただいま同等の機能をやはりしっかりできていかなければいけないと思うので、その辺についてコメントをお願いします。

大 坂 副 会 長 資料 2 をごらんいただければ、さいたま市のほうは 5 年目と言いましたが、おめくりいただいて 1 枚目の裏側の千葉県のところは、関係者が入って専門委員会をつくった、それを 20 回やったんですけれども、もう一つ、次のページ、丸 2 のところ、タウンミーティング 30 回やって、多分恐らくこれがカフェのような形になると思うんですが、割とオープンな形で進めていったようです。もう一度感想を申し上げますが、問題は、運用がすごくオープンにやれるかどうかということなので、形とすれば、限られた人が話して限られた中でつくったものという結果、2 つしか、実際ほかのところ、きっちり分析しておりませんが、限られた中では需要が少なく、割と広範囲にいろんな方に意見聴取したところは敷居が低くなっていて利用される度合いも多いという数字で、そのようなご説明を聞いてまいりましたので、このような形を今のところ、描いているというふうに私は理解しております。

会 長 言ってみれば、さいたま市の 100 人委員会は公募で固定した方でやられた。千葉県はタウンミーティングという名称でいろんな方が参加するようになられたという事実と、実際の運用の仕方について千葉県のほうがさまざまな円滑な運用がなされているというようなことというんでしょうか、敷居が低いというようなことで大坂副会長はお話しされましたけれども、坂井委員、またお願いします。

坂井委員 たしか 100 人委員会の設置については公募でやられていたものだったと思います。当事者、家族、あと福祉事務所などの関係者が中心で構成されていたわけですが、メンバーは必ずしも同じではなくて、1 回のみ参加した方とか、毎回参加した方などさまざまだったということ。あとは、グループでの議論の際に障害種別の違う方と議論したことで新しいきずながあったというような、先ほどもちょっとそういう似たような意見がございましたけれども、そういったような形をとっていたようでございます。以上です。

会 長 次は佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 今回事前に資料を送っていただいたときに、なぜ固い書類の中にカフェという言葉があるんだろうとちょっと思いました。まずそこから私は見たんですが、カフェの中で先ほどご説明いただいたように、中身としては広くグループワークをしてい

くということで、私のカフェのイメージとご説明いただいた内容が合致して、広く誰でも立ち寄れるイメージがカフェなのかなと思いました。限定せずに、立ち寄ってくださった方が気軽にグループワークの中でこの条例についてのご意見を広く自由に言ってくださるというイメージが、私はこのカフェという名称の中から得られました。カフェの中でグループワークを行うのであれば、カフェというイメージにしては、ちょっとこの会場は固いなというのが正直あるんですけど、私はちょっと今、お腹がすいているせいかもしれないんですけど、できればメニューがあるといいなと思いました。大ざっぱでいいのでメニューを提示して、カフェではメニューをチョイスすると思うので、メニューがあったらそのメニューに沿ったグループに入ってその意見を言えるといいなと思いました。大きくメニューを提示していただいて、この部分についてグループワークしたい、せめてその枠ぐらひはあると、何でもかんでもというのはちょっとつらいかなと思いました。いきなりすごい人数が来たら、来てくださることのほうがきつといいと思うので、そんなときに大きくメニューが何個かあって、それを選んでグループワークに入れるとうれしいなと思いました。

会 長 坂井委員のお話の中で、私は、公募という決まった人でやるかと思っていました。それに対して今の仙台市のは、あらかじめ言っていたかなくても立ち寄っていただくような感じというふうに理解いたしました。

それから、佐々木委員のお話もありましたように、やっぱり気軽に立ち寄るためには休日の市役所の 8 階でそういうことをしているということをよく知っていたかなければいけないので、本当に趣旨に合うようなきちんとした広報をしていただかなければいけないというふうにお聞きしました。

桔梗委員、お願いいたします。

桔 梗 委 員 仙台市のほうで、市民協働の部局の委員を 3 期 6 年やらせていただきました。「市民カフェ」という形で今も継続しているかと思いますが、仙台市の施策を市民と協働でつくり上げるという目的で市民カフェをオープンさせました。そのときの手法が生かされてくるのかなと思います。その当時の議事録を見ていただければ早いんですが、そのときのポイントになるところは定期開催をするということですね。例えば第 3 水曜日はここにいるよという定期開催、いつも同じ場所であるということ、誰でも来れるということを一原則として定義をしてオープンさせました。それはどんな議題であっても、どんな部局であっても、言葉は悪いんですけども縦割りの行政の中で横でつながるところでは手法は全部一緒だと思っています。やはり障害企画の推進をしていくにしても、市民協働の手法は大事で、私も 1 期目から強く意見させていただいてきましたけれども、こういう形でカフェが持たれるというのは非常に私もうれしいことだと思っています。

ただ、その部局によって得意、不得意なところがあるとすれば、やり慣れていな

いことに関しては、同じ市役所の中で先進的にやっている部局と連携するといったと思います。そこでもやり始めてから 2 年、3 年ぐらい経つので、ある程度、蓄積があると思います。先進事例としてさいたま市とか、千葉県とかごらんになられていますけれども、実際には地域性とか、市民性というものが違うと思いますので、仙台市がこれまで市民カフェをやってきて、何か失敗して集客ができなかったのかとか、どんな日時にやると人が来たのかということも踏まえて、もっと深めていただければ、このカフェがさらに成功に導かれていくものではないかと思って、僭越でしたけれども私の委員経験の中から知り得る情報として述べさせていただきました。

このカフェ開催に関しての実施イメージを資料 4 の 3 の図でお示しいただいていますが、これを実施するのは委員なんですか、協議会なんですか。それとも、仙台市主催になるんですか。

それから、周知方法と周知先をどのように具体的にお考えなのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

会 長 事務局、お願いいたします。

事務局
(高橋課長) 主催は、市が主催ということで考えております。
広報については、まだ具体的には考えていないので、可能なものを駆使していろいろな方に参加していただけるようにしたいと考えております。

会 長 桔梗委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

桔梗委員 多分まだざっくりとしたプランだと思います。障害者理解についてはいろんな本を読ませていただいたり会議に出席させていただいていますが、障害の状態によってはいろんな周知方法があると思いますので、これから詳細に詰めていろいろな周知方法で、前からお話ししていますように、障害者の方々だけに周知をするということだとどまることなく、一般の市民の方にも情報が届いて協働参画ができるような仕組みができると思います。

それで、主催が市ということなんですけど、協議会の審議内容を報告して、ココロンカフェで話し合った意見の集約の報告がまた協議会に入ってくるということではあるんですけども、市民カフェのときに、実施する前に決めたことが、委員の参加は原則ということで市民カフェをやったんです。要は仙台市に対して答申するのに、みんなで勝手に話してくれと、その議事録を後で見て、ここの会議で議論するよという話ではちょっと違うんじゃないかなと、個人的にも、経験上も思います。なので、主催が市で結構だと思うんですが、その辺の仕組みづくり、確かに 3 月までのスケジュールは時間制限がある中で協議会の回数も増えてはおるんですが、せっかくやるのであれば、そこら辺のご議論も逆にここの場でいただいている程度、

内容が詰まればいいのかと考えます。

会長 私たち協議会委員も、日程については都合がつかないこともあるかもしれないけれども、できる限り出るといふことと、あとは先ほど中村祥子委員のご心配というのは私たち全て心配だったわけですので、その心配が起きないようにの配慮を私たちもしっかり考えながらやっていく必要があるのかなと思いました。

さいたま市の条例にかかわった平野先生のお話の中では、市の人が各グループワークで記録係をすることによって、市の職員の方々の理解も深まった。ただし、平野先生のお話では、そこは要望の場所ではなくてみんなで話し合う場所なんだということなどについても共通理解をしながらやったとのこと。今後、協議会に臨時委員として事業所の方、市民の方も入っていただくことになるとしても、もっと間口を広げ、その間口の中に委員の私たちも可能な限り、一緒にかかわっていく必要があるのかなと今の皆さんのお話を聞いて思った次第です。そういう方向でよろしいでしょうか。

ただいまのご意見を踏まえた上でこの方向性、今後の検討の進め方についての概要のご了解をいただけるものなのか、または、やはりまだ何か必要なことがあるのかについてご意見を伺っていただきたいと思います。

杉山委員、お願いします。

杉山委員 前の推進協議会から今日に至るまで 2 回ほど学習会をやって、多分委員にはその学習会に来てくださいという案内が行っているとは思いますが、都合によって出られなかった人がいると思います。第 2 回の学習会は、先ほど阿部会長が言ったように、さいたま市の教授が来て講演して、さいたま市でどうやって条例を作ったかということについての話があったんですね。そのさいたま市の学習会で出たことを全然わからないで今日のこれからのスケジュールを説明されても、なぜ急にココロンカフェができたかとか、そういうことがわからない人はいると思います。私たち条例の会では、そういう学習会にも参加させてもらって、その後、議事録を起こしてブログとかには出して、一般の人にも情報を流しています。委員の皆さんには、なるべく同じラインの情報はあげてほしいと思います。それがないと話がちんぷんかんぷんになります。もう 10 時になりますが、完全に時間オーバーというか、人間の集中力は 2 時間と言われているのでもうみんな、疲れ切って眠たそうにしている人もいて、話し合いはこれ以上続けても仕方がないと思います。ところで私の意見ですが、差別事例の募集期間をなぜ 8 月 31 日で切ったのでしょうか。ヒアリングでも言いましたが、条例の会だけで 330 の差別事例を集めて仙台市に渡したし、ヒアリングでは 200 ぐらいの事例が出ていました。それと、さきほど 114 の応募があったそうですけれども、それだけで大体 600 くらいになったと思います。締切を 1 ヶ月で切らなくてももっと延長して募集すればいいし、これからどうやって生かしていくかということも考えていかなければならないと思います。

臨時委員もやっぱり障害者だけでなく、ここにも出ているように商工会議所とか、弁護士さんにも参加してもらいたいと思います。次回はもっとみんながわかるような具体的なスケジュールをつくって出してもらいたいと思います。以上です。

会 長 杉山委員のお話から、やはりさまざまな学習会のことも、これからカフェのことも施策推進協議会の内容についても広く市民に知っていただけるような広報の仕方をしっかりした上でのカフェということが大事だということですよ。

それから、差別事例についてもこれまでもありますし、また出てくるのもあるのではないかという、そのゆとりを持ってほしいということでした。その辺、また事務局からお話しいただきますでしょうか。

事務局 (高橋課長) まず学習会の内容については出席できなかった委員には資料などをお送りしております。広報については、ここの中で話し合った内容も、カフェで取り扱う内容も、広く皆さんにわかっていただけるように工夫してやっていきたいと考えています。

それから、事例についてなんですけれども、とりあえず8月末までに締めましたけれども、これは継続して集めないといけないと思っており、また改めて募集するようにしたいと考えています。

スケジュールについてもっと具体的にということについては、事務局でもゴールが見えていてそこまでの道筋がはっきりわかっているわけではないので、今回の意見交換会や、今日の当事者の皆さんのお話を聞いて、何を考える必要があるのかなどの気づきを得ながら、検討しています。なるべくわかりやすく皆さんにご理解いただけるような形でお示しできるように頑張りたいと思います。

会 長 心配なこともいろいろ委員の皆様から発言いただいて、どういうところに注意しなければいけないかということも明確になってまいりました。

それで、今後の検討の進め方についての大枠について、まずは皆様にご了承していただきながら、さまざまな心配については進行とともに修正していくということを含めてご了承していただけるかどうか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。もし、委員の皆様からのご心配につきましてはファクスで意見をいただくようになるんだと思いますけれども、それを踏まえて会長、副会長、事務局で話し合ってその内容をしっかり踏まえるように努力させていただくということで、今後の検討の進め方についての案を外させていただいて進めさせてください。今お話ししましたように、この先を見ながらまたそのときに委員の皆様からのご指摘で修正することもあり得るということを担保しながらの承認でございます。よろしいでしょうか。

（意見なし）

はい、どうもありがとうございます。

協議事項の①の条例についての審議が終了いたしました。

臨時委員の皆様はここまでということで、どうもお疲れさまでした。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

3分程度の休憩を挟んで、その後、協議事項の2に移ります。よろしくお願いいたします。事務局、よろしいでしょうか。時間も押していますけれども。佐々木理事、お願いします。

事務局 (佐々木理事) 条例審議のほうで大分時間をいただきまして、本来であれば、障害福祉計画のお話を引き続きするというにしておりましたが、既に3時間も経っておりますので今日は難しいのではと考えます。計画については、次の場となると、先ほど申し上げましたように、条例と別にしないとまた繰り返になってしまうことを考えると、10月の上旬か中旬に条例と別の、1週間程度ずらした形で時間をいただいて、改めて障害者計画のお話をさせていただければと事務局としては考えております。委員の皆さんにお諮りをお願いいたします。

会長 今日具体的にいろんなことが明確になってきました。10月の日程調整はこれからということになりますが、今日はここまでにさせていただいて、仙台市障害福祉計画については次回にさせていただくことについて、皆さん、ご賛同をいただけますでしょうか。

（拍手あり）

ありがとうございます。

では、10月の初めぐらいに1週間違いで障害福祉計画と条例の協議をさせていただくということでよろしくお願いいたします。

日程調整については後からですか。

事務局 (高橋課長) 日程調整については、事務局のほうから各委員の皆様方にお諮りさせていただきまして、調整してまいりたいと思いますので、本日は本当に申しわけございませんでした。

会長 私のほうの進行はここで終わらせていただきます。

（6）閉会

署名人

高橋美紀 